

## 地域共生社会実現サポート事業補助金交付申請等の流れ

### ①交付申請書提出（7月～8月頃）

提出先：京都府（地域福祉推進課又は所管の保健所）※市町村分も一緒に

└ 本庁（地域福祉推進課）

- | ・法人本部が他府県に所在
- | ・施設が京都市又は広域所在

└ 所管の保健所

- ・法人の施設が1つの広域振興局管内に所在

保健所の所轄：乙訓保健所（向日市、長岡京市、大山崎町）

山城北保健所（宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、久御山町、井手町、宇治田原町）

山城南保健所（木津川市、笠置町、和束町、精華町、南山城村）

南丹保健所（亀岡市、南丹市、京丹波町）

中丹西保健所（福知山市）

中丹東保健所（舞鶴市、綾部市）

丹後保健所（宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町）



★必要に応じて変更交付申請を提出（所管課に相談）



### ②実績報告書提出（事業完了後速やかに提出）

提出先：京都府（地域福祉推進課又は所管の保健所）及び、施設所在の市町村



実績報告書の内容確認（約1か月）



修正対応・受理完了



### ③補助金支払い（～5月頃）